

## 治承・寿永内乱における東国・西国間の意思伝達

勅使河原拓也

(京都大学等非常勤講師)

12世紀末に勃発した治承・寿永内乱（源平合戦）は、日本中世史において画期となる戦乱である。乱の結果成立した鎌倉幕府の性格、特に幕府と朝廷の関係を考えるにあたって、内乱過程の検証は重要である。

東国で挙兵した源頼朝の勢力と京都の朝廷の間では、早いうちから連絡がとりもたれてきた。その様子は鎌倉幕府の歴史書『吾妻鏡』や公家の日記などに見える。だがそうした交渉・連絡の実態については、研究史上必ずしも共通の理解がなされているわけではない。たとえば有名なのは文治元年（1185）、源義経挙兵をうけて行われた所謂文治勅許であり、このとき頼朝は守護・地頭設置の許可をもとめたと一般に理解されている。だがその実態については、頼朝が朝廷側に自身の意図を伝えた書状の解釈などをめぐって長い議論がある。こうした例を他にも挙げると、平家追討中の義経の検非違使任官が頼朝に無断か、義経を挙兵に追い立てた暗殺未遂は頼朝の指示か、義経に頼朝追討宣旨を与えたことを責め立てる頼朝書状に登場する「大天狗」は後白河か、等々多数の問題が提起されている。こうした異見が生じる背景には、現代の歴史学者の史料解釈の相違という問題も当然あるが、当時から幕府と朝廷、東国と西国の間で必ずしも明確に意思疎通がなされていないということもあるだろう。無論それは、これらの意思が日本列島を横断して長大な距離を隔てて「伝え」られていることに起因している。

そうした点をふまえ、本報告では、治承・寿永内乱における東国・西国間の意思伝達をめぐるいくつかの事例を取り上げ、新たな解釈・理解を提示することを試みる。その際特に重要となるのが頼朝の弟義経の存在である。義経は頼朝のもと西国で軍を率いていたが、平家滅亡後頼朝に反旗を翻した。これが公武関係に大きな動揺をもたらしたわけだが、先に挙げたようにその実態をどう理解するかにも様々な見解がある。近年の研究でもこうした問題はしばしば取り上げられ、治承・寿永内乱研究に携わる報告者もその議論にいくばくか関わっているが、今回の報告では、そうした義経をめぐる問題を含めた事例をいくつか取り上げ、あらためて報告者なりの政治史像を構築したい。

## 「人物を「伝える」言葉—マムルーク朝後期人名録における語彙と叙述」

太田（塚田）絵里奈

（東京大学附属図書館アジア研究図書館上廣倫理財団寄付研究部門（U-PARL））

マムルーク朝後期（1382～1517年）には、大部な人名録が数多く編纂された。これらは人物研究の基礎史料として広く用いられる一方で、個々の人物伝に注目すると、生没年や職歴、師資関係などを列挙する定型的な記録として受け取られることも少なくなかった。しかし近年、デジタル・テキストの整備と分析手法の進展により、人名録全体を対象としたマクロな視点から、その叙述のあり方を改めて照射することが可能になりつつある。

本報告は、マムルーク朝後期の人名録において、人物がいかなる言葉を通じて記録され、どのような姿として後世に「伝えられて」きたのかを検討するものである。具体的には、15世紀を代表する歴史叙述者であるマクリーズィー（1364～1442年）とサハーウィー（1428～1497年）の人名録を取り上げ、同時代の人物を扱いながらも異なる叙述を示す両者の記録を比較する。そこから、人名録が必ずしも中立的な「人物情報の集積」ではなく、人物を評価し位置づける一定の枠組みを内包していた可能性を明らかにすることを目的とする。

分析にあたっては、まず両人名録のデジタル・テキストを用い、動詞を中心とする語彙の頻出傾向を比較することで、人物叙述の全体的な特徴を把握する。そのうえで、各人名録の序文に示された編纂方針と本文叙述との関係を検討し、語彙選択や記述の重点化が、いかなる叙述上の判断と結びついているのかを考察する。さらに、両人名録に共通して収録されている著名な人物の記述を取り上げ、同一人物がどのような観点から描かれているのかを対照することで、人物評価の枠組みや叙述スタイルの差異を具体的に検討する。

本報告は以上の分析を通じて、人名録を単なる人物情報の貯蔵庫としてではなく、「何を記憶し、何を語るべき過去として選び取るのか」という判断を内包した叙述形式として捉え直す試みである。語彙の使い方や叙述の焦点にミクロ・マクロ両面から注目することで、マムルーク朝期人名録の史料性格を再定位したい。

# 知識を伝える協力者：オスマン朝期アレppo出身の写字生と17世紀ヨーロッパ の東洋学者たち

稲垣健太郎

(山口大学講師)

初期近代ヨーロッパにおいて、アラビア語をはじめとする東洋諸語で書かれた文献を学んだ東洋学者たちは、ときにヨーロッパを訪れたオスマン朝出身の協力者たちの助力を得た。本報告は、17世紀ヨーロッパにおける東洋学の中心地のひとつであったライデン大学（オランダ）に注目することで、かかる協力者がヨーロッパの東洋学者たちにいかなる知識を伝えたのか、その一端を明らかにすることを目指す。

17世紀オランダに滞在したオスマン朝の協力者たちのひとりとして、本報告はアレppo出身のアルメニア人キリスト教徒シャーヒーン・カンディー（Şahīn Kandī al-Ḥalabī, c. 1620-?）に焦点を絞る。1650年代前半、おそらくは商業的関心からオランダ共和国を訪れたシャーヒーンは、ライデン大学東洋諸語教授ゴリウス（Jacobus Golius, 1596-1667）やバーゼル出身の東洋学者ハーダー（Hieronymus Harder, 1648-1674）といった東洋学者たちの面識を得、彼らのために東洋諸語写本を複製した。

先行研究は、シャーヒーンがゴリウスの学問知的営みに協力した事実や彼の手になるアラビア語書簡に言及してきた。しかし、オランダにおいてシャーヒーンがいかなる経験をしたのか、シャーヒーンが具体的にどのような著作を東洋学者たちに提供したのか、さらにシャーヒーンが東洋学者たちに伝えた知識は、いかなる思想史的・文化史的意義を持つのか、といった問いは、これまでの研究において等閑に付されてきた。

本報告はバーゼル大学図書館、デンマーク王立図書館、ベルリン国立図書館など、ヨーロッパ各地の図書館に所蔵されている、シャーヒーンが複製した写本を分析の対象とする。それにより本報告は、これまでの研究における不足を埋めつつ、以下の仮説的な主張を展開する。すなわちシャーヒーンは、アラビア語・ペルシア語・オスマン語という三言語（*elsine-i selase*）を重視し、言語学習に際してオスマン朝の学者たちによって用いられた著作—ペルシア語・オスマン語辞典『ニアメットウラーフの辞典（*Lugat-i Ni'metullāh*）』など—を東洋学者たちに提供することで、結果的に、オスマン朝における知的潮流を初期近代ヨーロッパに伝えたと言えよう。

さらにシャーヒーンと17世紀ヨーロッパの東洋学者たちの知的交流は、初期近代ヨーロッパにおいて文化や言語、宗教の境界を超えて学術的な知識が伝達された事例であるのみならず、かかる交流の限界を示唆する事例であるように思われる。

# 「万国公法」の「本土化著作」の前段階 —朱克敬『辺事彙鈔』における「中外交接」の「史」的研究

望月 直人

(琉球大学国際地域創造学部)

報告者は、19世紀後半清朝中国における国際法(「万国公法」)受容のあり方を再検討し、従来の「近代化キャッチアップ型」や「道具主義型」受容モデルでは捉えきれない側面として、「万国公法」が研究対象化されることで受容されたと見る「著書立説」型(研究型)受容モデルを提示することを目指している。従来、「本土化著作」は中国的要素への「附会」や実用的改変として理解されがちであったが、実際には各著作は画一的ではなく、相互に批判や修正を伴う高度に独自の議論を含んでいる。本報告は、これらの著作を、中国伝統の学問的方法に依拠しつつ、普遍的規範としての国際法そのものを研究対象とした知的営為として位置づけ直す。そのために必要な作業として、本報告では朱克敬の『辺事彙鈔』を検討する。『辺事彙鈔』は、同じく朱克敬が著し、同年(1880年)に刊行された中国人による最初の国際法の「本土化著作」となった『公法十一篇』に先駆けるもので、歴代中国の「中外交接」の史実を素材に、著者独自の史論を展開した著作である。

同書は、洋書やその漢訳書などの影響は見られず、いわゆる鑑戒史観に依拠した中国伝統の「史」的研究のスタイルを踏襲している。しかし、同書は、「徳」と「力」を「中外交接」の土台とする認識、「虚名」「虚礼」への批判、「信」や「礼」の価値と「詐」の危険性といった歴史的教訓を独自に抽出している。また、交遊のあった郭嵩燾の論著からの影響は見られるものの、『辺事彙鈔』の基礎にある視点は大きく異なり、文明等級論や「徳」において不完全な主体がつくる関係についての議論では鋭く対立する。

単に底本や既存の議論を複製するのではなく独自に再解釈を行う『辺事彙鈔』に見られる学問的態度は、報告者がすでに明らかにした『公法十一篇』における『万国公法』の再解釈を理解する根拠となると考える。清末中国における国際法受容は、欧米近代の模倣や実務的利用としてのみ理解されるべきではなく、学派は形成しなかったものの多様な成果を生み出した読書人個々の学問的実践の積み重ねとして再評価されるべきと考える。

## 感染症リスクの視覚的伝達とリスクコミュニケーション： 疾病地図の発展と衛生行政の変遷を中心として

荒堀 智彦

(日本大学文理学部地理学科)

感染症は、個人および集団における生物学的な健康リスクであると同時に、不確実性と不安を社会全体にもたらすリスク事象である。このような見えない感染症リスクを可視化する疾病地図や衛生統計は、視覚的伝達とリスクコミュニケーションを通じて、国や地域の健康危機管理と意思決定支援に寄与するツールである。しかし、これらのツールの社会的意義や応用、歴史的展開については、十分に検討されていない。

リスクコミュニケーションとは、リスクの性質、レベル、管理方法について、個人・集団・組織間で相互に共有し、最適な意思決定ができるように繋げていくことを意味する。本報告では、この過程の中で、視覚的伝達に関わる「衛生行政（制度）」、「伝達手段（地図・統計）」、「感染症の質（病原性・感染性）」の三要素に着目し、疾病地図と衛生統計をリスクコミュニケーションの媒介として再評価し、ポスト・コロナ時代における感染症の視覚的伝達とリスクコミュニケーションを考察する。

日本における疾病地図と衛生統計の歴史的展開をみると、古代から近世にかけては、疾病流行は「災異」と捉えられ、その監視は養老律令下の報告体制に象徴されるように、国家統治を目的とした監視であった。この段階では、流行情報は官による専門知の独占状態にあったといえる。また、寺院過去帳に代表されるように、疾病別統計は、戸籍管理の中で使用されていた。明治期に入ると、西洋医学の導入により、衛生行政が確立され、1870年代以降、コレラやペスト等の検疫体制が警察行政の一部として整備されると、情報の可視化が本格化する。内務省衛生局による『虎列刺病流行紀事』では、当初の定性的な分布図から、正確な測量図を用いた主題図へと進化を遂げた。特筆すべきは、これらが警察署前に掲示され、市民への「啓発」という形で専門知が社会へと降りてきた点であり、視覚的伝達の萌芽が認められる。戦後は、米国型の公衆衛生モデルの導入により、人権を重視した平時からの健康危機管理としてのサーベイランス体制への転換が進められ、疾病情報を市民が共有すべきリスクへと変容させた。

20世紀以降、公衆衛生制度の整備と医療の社会化が進む中で、衛生統計・医療情報は専門家内部に留まらず、社会全体で共有される公共的資源となったが、監視とプライバシー、地図リテラシーの向上等を含めた、視覚的伝達とリスクコミュニケーションの社会実装が問われている。